

グリーン購入法の判断基準に係る間伐材クレジット管理・検証制度

平成21年3月23日

日本製紙連合会

1. 目的

今般改正されたコピー用紙に係る平成21年度のグリーン購入法判断基準において、総合評価指標方式が採用されたが、評価指標のうち間伐材の管理方法については、既存の森林認証制度のクレジット方式に準拠してクレジット方式で行なわれることとなった。

日本製紙連合会は、平成20年5月20日に「環境に関する自主行動計画」を改定し、京都議定書による森林吸收源3.8%の実現に貢献するとともに、木材資源の有効利用、山村の活性化にも資するため、森林所有者、森林組合、素材生産業者、製材業者、木材チップ業者等の間伐材のコスト削減及び安定供給への取り組みと連携しながら、間伐材の利用量の拡大に積極的に取り組むこととしている。

このため、今般の改正グリーン購入法判断基準に適合したコピー用紙を供給するにあたって、間伐材の利用割合の管理をクレジット方式で適切に実施することが間伐材の利用拡大にとって極めて重要であることに鑑み、環境省の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」に準拠して、「グリーン購入法の判断基準に係る間伐材クレジット管理・検証制度」を構築するものとする。

2. 管理・検証方法

1) クレジット方式の管理単位

間伐材のクレジット方式については、原則として製紙工場単位で管理することとする。ただし、工場の蒸解設備の保有状況等、やむを得ない場合には、原料の移動がある範囲内において製紙工場グループ単位、あるいは会社単位で管理することができるものとする。

2) 製品グループ

間伐材のクレジットの方式が適用される製品グループは、原則として、間伐材が利用されているパルプを使用している製品が全て含まれるものとする。

3) 間伐材の集荷量の確認

グリーン購入法適合品に使用すると見なされる間伐材の集荷量については、

工場に入荷された時点で把握するものとし、納品書及び林野庁の「[間伐材チップ証明のためのガイドライン](#)」に基づく間伐材証明書で確認することとする。集荷量については、月単位で集計することとし、集計された量は別紙1の間伐材クレジット管理表に記載することとする。

4) 間伐材を使用したと見なされるグリーン購入法適合品の生産量の確認

間伐材を使用したと見なされるグリーン購入法適合品の生産量については、製紙工場で生産された時点で把握するものとする。生産量については、月単位で集計するものとし、集計された量は間伐材クレジット管理表に記載することとする。

5) 集荷された間伐材のパルプ量換算

集荷された間伐材をバージンパルプ相当量に換算するにあたっては、原則として、別紙2のパルプの種類別に日本製紙連合会で算出した換算係数に間伐材の集荷量を乗じたものを用いることとする。ただし、間伐材の集荷時点で使用用途が明確にならない場合は、当該工場で生産している低い値のパルプ換算係数を使用する。

6) グリーン購入法適合品の紙の生産に必要なパルプ量

グリーン購入法適合品の紙の生産に必要なパルプ量の計算するにあたっては、原則として、別紙3の日本製紙連合会が算出した係数にグリーン購入法適合品の生産量を乗じたものに30%を超えない一定の比率を乗じたものを用いることとする。一定の比率については、当該グリーン購入法適合品の間伐材パルプの利用割合とする。紙の生産量は、当月に生産した原紙の生産高とする。

7) 間伐材のクレジット量

間伐材の集荷によって使用可能になったクレジット量とグリーン購入法適合品の生産に使用されたクレジット量は、4) 及び5) によりバージンパルプ量に換算された量とし、クレジット管理表に月単位で記載することとする。

8) クレジット方式の管理方法

毎月集荷によって使用可能となるクレジット量からグリーン購入法適合品の生産に使用されたクレジット量を差し引くにあたっては、先入れ先出し方式で管理することとし、差し引かれた結果残ったクレジット量は、翌月に繰り越され、間伐材クレジット管理表に記載された上で引き続き使用可能となるが、12ヶ月を超えて繰り越すことはできない。毎月使用可能なクレジット量は、当該

月から12ヶ月まで遡った各月において繰り越されて使用可能となっているクレジット量の総計の範囲内とし、間伐材クレジット管理表に記載することとする。

9) 保証文書等の保管期限

グリーン購入法適合品が消費されるまでの最長期間を想定し、製紙会社は間伐材クレジット管理・検証制度に関連する書類を原則5年間保管することとする。

10) クレジット方式の検証方法

取引企業が製紙会社による間伐材のクレジット方式の管理状況について検証する必要を認める場合には、取引企業は製紙工場（クレジット方式が会社単位の場合には製紙会社本社）に立ち入り、間伐材証明書、納品書、間伐材クレジット管理表等の管理状況について別紙4のチェックリストに基づいて調査・確認を行なうことができる。

取引企業による調査・確認が困難な場合には、製紙会社及び取引企業は、双方協議の上、既存の品質管理審査機関など第三者機関に調査・確認作業を委託することができるものとする。

11) 内部監査

製紙会社は、社内の監査システムによりチェックリストを用いて定期的に内部監査を行なうこととする。

12) 秘密の保持

取引企業または第三者機関と製紙会社によってチェックリストに基づいて相互に確認された情報は、協議によって公開することができるものとする。

13) 制度の運用

本制度は、平成21年4月1日より正式に運用するものとする。

間伐材クレジット管理表(例)

製品グループ													間伐材クレジット 管理表管理者氏名		
													[印]		

月	当月の間伐材集荷量	バルブの種類	当月使用可能な間伐材クレジット量	2ヵ月後	3ヵ月後	4ヵ月後	5ヵ月後	6ヵ月後	7ヵ月後	8ヵ月後	9ヵ月後	10ヵ月後	11ヵ月後	12ヵ月後	当月使用可能なクレジット量	グリーン購入法適合品で使用したクレジット量	間伐材バルブの配合割合	グリーン購入法適合品のバージンバルブ相当量	グリーン購入法品生産量
20. 1	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
2	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
3	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
4	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
5	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
6	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
7	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
8	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
9	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
10	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
11	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
12	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
21. 1	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
2	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
3	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		
4	NBKP																		
	NUKP																		
	TMP																		
	G.P																		
	計																		

別紙2

集荷された間伐材のパルプ量換算係数

集荷された間伐材をバージンパルプ相当量に換算するにあたって用いる換算係数は、下表のパルプ材1t当りパルプ生産量の過去5年間(2003年～2007年)の平均値(別添参照)とする。

N B K P	0.51
N U K P	0.48
T M P	0.92
G P	0.97

<別添>

パルプ材 1t当たりパルプ生産量

単位:千BDT

	2003年			2004年			2005年			2006年			2007年			2003~2007年(5年間)平均		
	パルプ生産量 (A)	パルプ材消費量 (B)	パルプ材1t当パルプ生産量 (A/B)	パルプ生産量 (A)	パルプ材消費量 (B)	パルプ材1t当パルプ生産量 (A/B)												
N B K P	1,245	2,398	0.52	1,278	2,501	0.51	1,370	2,624	0.52	1,315	2,633	0.50	1,330	2,683	0.50	1,308	2,568	0.51
N U K P	1,222	2,575	0.47	1,240	2,555	0.49	1,204	2,543	0.47	1,210	2,512	0.48	1,283	2,563	0.50	1,232	2,550	0.48
T M P	657	726	0.90	671	727	0.92	650	702	0.93	640	688	0.93	585	630	0.93	641	695	0.92
G P	245	251	0.98	232	243	0.95	231	240	0.96	217	220	0.99	176	178	0.99	220	226	0.97

注 1) パルプ材便覧(会員統計)

2) パルプ生産量は絶乾換算(風乾水分率10%)

3) BKP、UKPのNの区分はパルプ統計(経済産業省統計)による

別紙3

グリーン購入法適合品の紙の生産に必要なパルプ量

グリーン購入法適合品の紙の生産に必要なパルプ量を計算するにあたっては、原則として、紙の成分から水分と填料を除いた下記のコピー用紙を生産している各社の概ねの平均値(別添参照)による係数で行うこととする。なお、損紙については、同じ率のものが循環していると想定する。

$$\text{パルプ量} = \text{紙の成分} - \text{水分} - \text{填料} = 1 - 0.05 - 0.10 = 0.85$$

＜別添＞

コピー用紙製造メーカーの水分及び填料

	水分	填料
A社	5%程度	5~10%程度
B社	7%程度	4. 5%程度
C社	5%程度	7%程度
D社	4.5%	10.5%
E社	4%程度	7%程度
F社	5%程度	5~10%程度
G社	4~6%	4~14%
H社	4~5%	4~6%
I社	5%程度	5%程度

別紙4

間伐材クレジット管理・検証制度チェックリスト

氏名	
林野庁のガイドラインに基づく間伐材証明書及びそれに対応する納品書は原則5年間適切に保管されているか。保管責任者、保管場所は明確になっているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>
間伐材クレジット管理表は適切に記載されているか。記載責任者は明確になっているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>
製品グループは適切に設定されているか。製品グループに関する情報は間伐材クレジット管理表に適切に表示されているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>
間伐材クレジット管理表に記載されている当該月に集荷した間伐材の量は1. の当該月の間伐材証明書及び納品書と正確に対応しているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>
間伐材クレジット管理表に記載されている当該月に使用可能になった間伐材のクレジット量は、当該月に集荷された間伐材料と正確に対応しているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>
間伐材クレジット管理表に記載されているグリーン購入法適合品に使用したクレジット量はグリーン購入法適合品の生産量と正確に対応しているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>
グリーン購入法適合品の生産量は適切に記録されるとともに、間伐材クレジット管理表に正確に記載されているか。また、製品倉庫で適切に保管されているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>
グリーン購入法適合品の間伐材の配合割合については、製品毎に明確に定められるとともに、間伐材クレジット管理表に正確に記載されているか。また製品の品質保証書やラベルに記載されている間伐材の配合割合と正しく対応しているか。	
yes <input type="checkbox"/>	no <input type="checkbox"/>